

遺産分割調停案内

(調停を申し立てられる方へ)

東京家庭裁判所

遺産分割調停とは？

1 遺産分割とは？

人が亡くなると、亡くなられた方（被相続人）の財産（遺産）は、すべて相続人に移ります。相続人が複数いる場合は、遺産は相続人全員の共有になります。このまま放っておくと、遺産を処分する際などにいろいろ不都合なことが起こりますので、個々の遺産を相続人一人ひとりのものにしたり、相続分に相当する金銭を分けたりして、財産の共有状態を解消することが必要となります。

これが**遺産分割**です。

2 話し合いはしましたか？

遺産分割は、相続人のみなさんが自分たちの話し合いで決めるのが原則です。相続人のみなさんで話し合いを持たずに裁判所に調停の申立てをすると、相続人の間で反発を招いたり不信感が芽生えたりして、かえって速やかな解決につながらないことがあります。裁判所に申立てをする前に、みなさんの間で十分に話し合いを持つ努力をしたかどうか、もう一度考えてみてください。

3 遺産分割調停とは？

相続人のみなさんの間で話し合いがまとまらない場合や、そもそも話し合いをすることができない場合、相続人はだれでも、家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立てることができます。

遺産分割調停は、遺産分割について、みなさんが話し合っ**て主体的に解決**をする**手続**です。調停での話し合いにあたっては、一人の裁判官と民間から選任される二人以上の調停委員から構成される調停委員会が、相続人のみなさんや関係者の方から、それぞれのお考えや言い分を聞き、みなさん同士の話し合いにより適切な**解決**ができるように助言やあっせんを行います。

調停で話し合いがつかない場合には、次の**審判**手続に移ります。最初から審判の申立てをすることもできますが、まず話し合いによる解決をはかることが適当と

考えられますので、裁判所の判断で調停手続きから始めるのが一般的です。

4 調停・審判を円滑に進めるために

調停では、「遺産分割調停の進め方」のとおり、順を追って問題を整理、解決しながら最終的な合意を目指します。紛争の背景にある相続人同士の感情的な対立などを調整しつつ調停を進めますが、調停の主眼はあくまでも遺産をどのように分けるかという点にあることをご理解ください。

遺産分割調停を円滑に行うためには、手続の主体であるみなさんが、積極的に手続に関わる必要があります。ですから、遺産分割調停をすすめるために必要な遺産の内容等についての資料は、当事者のみなさんに収集していただくこととなりますし、遺産分割にあたり考慮すべき事情がある（後記の特別受益や寄与分）と主張される方には、その主張を裏付ける資料をご自分で提出していただくこととなります。調停委員会又は裁判所書記官から、手続を進める上で必要な資料の提出をお願いしたりすることもありますので、ご協力ください。

申立ての際に説明すべきことは？

1 相続人はだれであるか？

相続人がだれであるかを確定せずに遺産分割の手続を始めることはできません。これらは、通常、戸籍によって明らかになります。どのような戸籍が必要であるかは、ケースによって異なります。ケースによっては古い戸籍をそろえていただく必要があるなど、大変な労力を必要とすることもあります。戸籍がそろっていない場合には遺産分割をすることはできませんので、ご協力をお願いします。（別紙「戸籍について」参照）

2 遺言書・遺産分割協議書の存否・その内容

遺言書がある場合、遺言書の種類によって裁判所での検認という手続きが必要な場合がありますので、家庭裁判所におたずねください。

有効な遺言書で処分が決まっている遺産は、遺産分割の対象にはなりませんので、遺言書ですべての遺産の処分が決まっているときには、遺産分割の調停を申し立てることはできません。このように、遺言書が存在する場合、その内容によっては、遺産分割の手續が不要であったり、別の手續が必要であったり、相続分が変わってきたりすることがありますので、遺言書が存在するかしないかを「事情説明書」の「第1の1【遺言書】」に必ず記載のうえ、内容が分かればその具体的な内容を明らかにしてください。

遺産分割協議書についても同様に、存在するかしないかを「事情説明書」の「第1の2【遺産分割協議】」に必ず記載のうえ、その内容を明らかにしてください。なお、遺産分割協議書が作成されている場合、その協議書ですべての遺産について分割されていれば、その内容に不服があるからといって、遺産分割の調停を申し立てることはできません。

- * 遺言書や遺産分割協議書の写しが入手できる場合は、必ず添付してください。
- * 遺言書のような書面がある場合には、封がしてあるかどうかにかかわらず、そのままの状態で家庭裁判所に相談してください。

(⇒「遺産分割調停に必要な添付資料（申立人用）」参照)

3 遺産の存在とその内容

遺産分割とは、現に存在している遺産を分けるための手續です。申立てをされる方には、申立書添付の「遺産目録」に遺産の内容を記載して、必要な資料を添付していただくことになります。

被相続人の生前または死亡時に存在していたが現在は存在しないもの、被相続人に帰属するかどうか分からないものなどは分けることができません。「被相続人にはもっとたくさんの財産があったはずだ」と主張されるだけでは、調停で取り扱うことはできません。また、家庭裁判所が遺産を探すようなことはいたしません。(⇒「遺産分割調停に必要な添付資料（申立人用）」参照)

もし、「もっとたくさんのお預貯金があったはずなのに、相続人の〇〇さんに勝手に使われた」というように被相続人の財産が、不法・不当に減少していると主張されるような場合には、損害賠償請求訴訟を別途提起していただくなど、遺産分割以外の手続きをとることが必要です。

4 遺産の評価

遺産を公平に分けるためには、遺産に全体としてどのくらいの価値があるのかが分からなければなりません。申立てをされる方には、それぞれの財産が幾らくらいの価値があるのか、その裏付けとなる資料を提出していただくことになります。（⇒「遺産分割調停に必要な添付資料（申立人用）」参照）

各相続人の取得分は？

1 相続分とは？

各相続人の取得分を「相続分」といいます。原則として、法律で定められている一定の割合（法定相続分）によって分割をすることになりますが、相続人全員が合意すれば、法定相続分とは異なる割合で分割することもできます。

さらに、「特別受益」、「寄与分」が認められると、法定相続分を修正することがあります。

2 特別受益・寄与分とは？

相続人の中に、被相続人から遺贈や多額の生前贈与を受けた人がいる場合、その受けた利益のことを「^{とくべつじゅえき}特別受益」といいます。その相続人は、いわば相続分の前渡しを受けたものとして、遺産分割において、その特別受益分だけ、その人の相続分を減らして、具体的な相続分を算定することがあります。

また、相続人の中に、被相続人の財産の維持又は増加に^{きよぶん}特別の貢献をした人がいる場合、その人の貢献の度合い（^{きよぶん}寄与分）に応じてその人の相続分を増やして、具体的な相続分を算定することがあります。

貢献の内容としては、被相続人の事業に関する労務の提供、財産上の給付、被

相続人の療養看護などがありますが、寄与分が認められるためには、親族間において通常期待される程度を超えた貢献が必要です。単に、他の相続人と比較して貢献の度合いが大きいとか、自分ばかりが負担が大きかったというだけでは寄与分にはなりません。

遺産の範囲や評価が定まった後に、特別受益や寄与分についてお聴きします。特別受益や寄与分の主張をしようとする場合、必ず、その主張を裏付ける資料を準備しておいてください。

特別受益や寄与の事実について何らの資料も提出しない場合には、あなたの主張は話合いの席でも取り上げられないことがあります。ご主張される前に、資料が十分そろっているか確認してください。

遺産の分け方は？

遺産の分け方には、主に次の3つの方法があります。

- (1) 遺産そのものを分ける「げんぶつぶんかつ現物分割」
- (2) 一人または複数の相続人が現物を取得し、その現物取得した人がほかの相続人に対し、金銭を支払う「だいしょうぶんかつ代償分割」
- (3) 遺産を第三者に売却して、その売却代金を相続人の間で分ける「かんかぶんかつ換価分割」

※ お願い

- ☆ 裁判所に提出する書類は、別紙「**書面の提出について**」に従って、提出してください。
- ☆ 調停には、原則として相続人本人の出頭が必要です。呼出期日にどうしても都合が悪い場合には、必ず事前に担当書記官にご連絡ください。



わからないことがありましたら、
調停のときにおたずねください。

(別 紙)

戸籍について

亡くなった方と相続人の証明

遺産分割をするためには、亡くなった方はだれであるのか、相続人がだれとだれで、何人いるのかということが明らかになっていなければなりません。これらを明らかにするために必要となるものが戸籍です。

必要な戸籍謄本

遺産分割をするためにはどのような戸籍謄本を集めれば良いのでしょうか？

まず、死亡された方の死亡時の戸籍謄本と、各相続人の方々の現在の戸籍謄本が必要であることは言うまでもありません。

しかし、必要な戸籍はそれだけではありません。戸籍は、婚姻などによって新たな戸籍が編製されますが、その戸籍に属している人が1人もいなくなったときや戸籍の形式を新しい形式に改めたときには閉鎖されます。閉鎖された戸籍のうち、前者の謄本を除籍謄本、後者の戸籍謄本を改製原戸籍（カイセイゲンコセキ）謄本と言います。これらの際、元の戸籍に記載されている事項がすべて新しい戸籍に移記されるわけではありません。そこで、だれが相続人であるのかを明らかにするためには、除籍謄本、改製原戸籍謄本などが必要になってくるのです。具体的に必要な戸籍の範囲は、「必要な戸籍謄本」のとおりです。

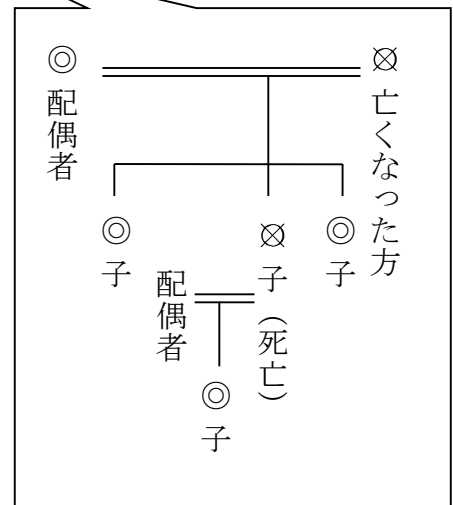
戸籍の収集は、ケースによって大変な労力を必要とすることもありますが、戸籍を完備することなしに遺産分割はあり得ません。申立人の皆様のご協力をお願いします。

必要な戸籍謄本 (第1順位：子)

亡くなった方に子がある場合

(子と配偶者が相続人)

- (1) 亡くなった方の出生時から死亡時までの連続したすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍を含む) 謄本



- ① 亡くなった方の死亡の記載がある戸籍謄本
本人の名前の上部の身分事項欄又は筆頭者の次欄(又は戸主の上欄)の戸籍事項欄の中から、その戸籍に入籍(婚姻, 養子縁組), 分籍する前の戸籍の本籍地, 筆頭者又は戸主を探す。

- ② 前の戸籍謄本の戸籍事項欄, 身分事項欄の削除, 抹消, 除籍の日と①の戸籍の入籍が一致していることを確認する。
②の戸籍でも同様に, 亡くなった方本人の名前の上欄又は筆頭者(又は戸主)の次欄の記載の中からその戸籍に入籍, 分籍する前の戸籍の本籍地, 筆頭者又は戸主を探す。* 相続人となる配偶者, 子を確認する。

- ③ その前の戸籍, さらにその前の戸籍へさかのぼりながら, 相続人となる配偶者と子を確認する。

- ④ 亡くなった方の出生による入籍(出生による入籍戸籍)までさかのぼる。(亡くなった方の生まれた日より前に作製された戸籍にたどり着きます。)

④ 古い戸籍が戦災などにより滅失している場合には, その旨の証明書が必要です。

- (2) 相続人全員の現在の戸籍謄本：本籍地と戸籍の筆頭者で特定します。

④ 相続人となるべき子が相続開始(申立ての対象となる遺産の所有者が亡くなった日)以前に亡くなっていて子がある場合には, その子の子(孫)が代替りの相続人(代襲相続人)となるので, その亡くなった子の出生から死亡までの連続した戸籍が必要となります。前記①~④参照

④ 相続人となるべき配偶者がいない場合又は相続開始(申立ての対象となる遺産の所有者が亡くなった日)以前に亡くなっている場合は, 子のみが相続人となります。

④ 相続人となるべき配偶者又は子が相続開始(申立ての対象となる遺産の所有者が亡くなった日)の後に亡くなっている場合は, その方の相続人がすべて本件の相続人となります。

必要な戸籍謄本 (第2順位：直系尊属)

亡くなった方に子がなく父母が生存している場合
(父母と配偶者が相続人)

(1) 亡くなった方の出生時から死亡時までの連続したすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍を含む)謄本

① 亡くなった方の死亡の記載がある戸籍謄本
本人の名前の上部の身分事項欄又は筆頭者の次欄(又は戸主の上欄)の戸籍事項欄の中から、その戸籍に入籍(婚姻, 養子縁組), 分籍する前の戸籍の本籍地, 筆頭者又は戸主を探す。

② 前の戸籍謄本の戸籍事項欄, 身分事項欄の削除, 抹消, 除籍の日と①の戸籍の入籍が一致していることを確認する。
②の戸籍でも同様に, 亡くなった方本人の名前の上欄又は筆頭者(又は戸主)の次欄の記載の中からその戸籍に入籍, 分籍する前の戸籍の本籍地, 筆頭者又は戸主を探す。 * 相続人となる配偶者, 父母を確認する。

③ その前の戸籍, さらにその前の戸籍へさかのぼりながら, 相続人となる配偶者と父母を確認する。

④ 亡くなった方の出生による入籍戸籍までさかのぼる。(亡くなった方の生まれた日より前に作製された戸籍にたどり着きます。)

⑤ 父母が亡くなっている場合には祖父母の戸籍までさかのぼる。

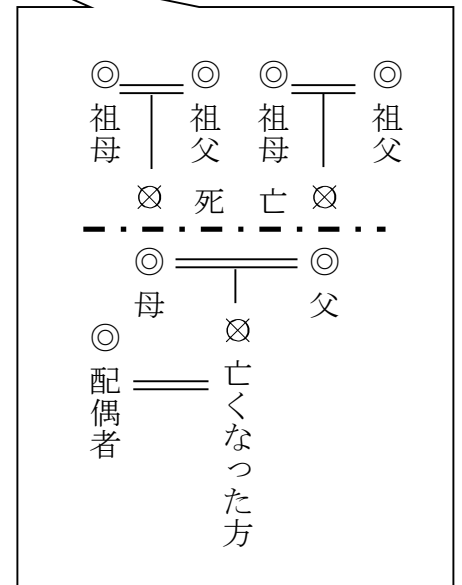
注 古い戸籍が戦災などにより滅失している場合には, その旨の証明書が必要です。

(2) 相続人全員の現在の戸籍謄本：本籍地と戸籍の筆頭者で特定します。

注 相続人となるべき父母が共に相続開始(申立ての対象となる遺産の所有者が亡くなった日)以前に亡くなっていてその父母(亡くなった方の祖父母)のいずれかが生存している場合には, 祖父母が相続人となるので, 祖父母の現在の戸籍謄本と両親の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本が必要となります。 前記①～⑤参照

注 相続人となるべき配偶者がいない場合又は相続開始(申立ての対象となる遺産の所有者が亡くなった日)以前に亡くなっている場合は, 父母(又は祖父母)のみが相続人となります。

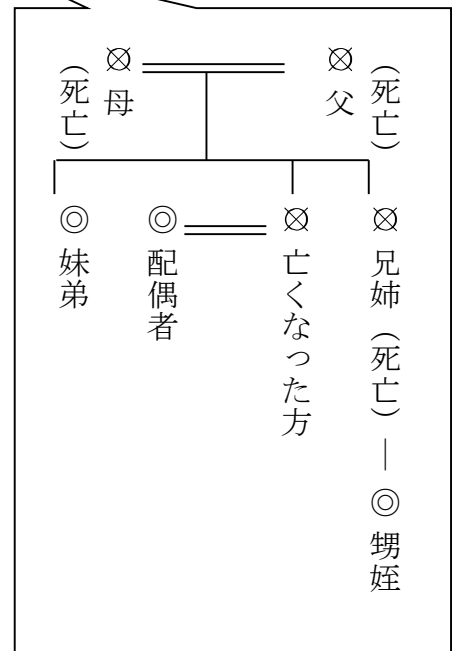
注 相続人となるべき配偶者又は父母が相続開始(申立ての対象となる遺産の所有者が亡くなった日)の後に亡くなっている場合は, その方の相続人がすべて本件の相続人となります。



必要な戸籍謄本 (第3順位：兄弟姉妹)

亡くなった方に子がなく、両親、祖父母も死亡し、
兄弟姉妹、甥姪が生存している場合

(兄弟姉妹と配偶者が相続人)



- (1) 亡くなった方の出生時から死亡時までの連続した
全ての戸籍(除籍, 改製原戸籍を含む)謄本
- (2) 亡くなった方の両親(実父母, 養父母)の出生時
から死亡時までの連続したすべての戸籍謄本
- (3) 亡くなった方の祖父母の死亡時の戸籍謄本

① 亡くなった方の死亡の記載がある戸籍謄本

本人の名前の上部の身分事項欄又は筆頭者の次欄
(又は戸主の上欄)の戸籍事項欄の中から、その戸
籍に入籍(婚姻, 養子縁組), 分籍する前の戸籍の
本籍地, 筆頭者又は戸主を探す。

- ### ② 前の戸籍謄本の戸籍事項欄, 身分事項欄の削除, 抹消, 除籍の日と①の戸籍の 入籍が一致していることを確認する。②の戸籍でも同様に, 亡くなった方の名 前の上欄又は筆頭者(又は戸主)の次欄の記載の中からその戸籍に入籍, 分籍する 前の戸籍の本籍地, 筆頭者又は戸主を探す。 * 相続人となる配偶者, 兄弟姉妹を確認する。

- ### ③ その前の戸籍, さらにその前の戸籍へさかのぼりながら, 相続人となる配偶者と 兄弟姉妹を確認する。

- ### ④ 亡くなった方の出生による入籍戸籍までさかのぼる。(亡くなった方の生まれた 日より前に作製された戸籍にたどり着きます。)

- ### ⑤ 亡くなった方の父母の出生による入籍戸籍までさかのぼる。(父母の生まれた日 より前に作成された戸籍にたどり着きます。)

⑥ 古い戸籍が戦災などにより滅失している場合には, その旨の証明書が必要です。

(4) 相続人全員の現在の戸籍謄本：本籍地と戸籍の筆頭者で特定します。

⑦ 相続人となるべき兄弟姉妹が相続開始(申立ての対象となる遺産の所有者が亡くな
った日)以前に亡くなっている場合には, その兄弟姉妹の子(甥, 姪)が代替りの相続
人(代襲相続人)となるので, その亡くなった兄弟姉妹の出生から死亡までの連続した
戸籍が必要となります。前記①～⑤参照

⑧ 相続人となるべき配偶者がいない場合又は相続開始(申立ての対象となる遺産の所
有者が亡くなった日)以前に亡くなっている場合は, 兄弟姉妹のみが相続人となります。

⑨ 相続人となるべき配偶者又は兄弟姉妹が相続開始の後に亡くなっている場合は, そ
の方の相続人がすべて本件の相続人となります。

書面の提出について

東京家庭裁判所家事第5部

遺産分割事件において、当事者の方が家庭裁判所に書面を提出される場合は、次の点に留意してください。遺産分割の話し合いを円滑に進めて、どの遺産をどのように分割していくかを当事者の方（相続人）全員でお考えいただくためには、ある当事者の方が提出する書面や資料を他の当事者の方にも開示し、当事者の方全員がその内容を共有していただくことが重要になりますので、ご協力をお願いいたします。

1 主張書面

遺産の範囲や評価、遺産の分割方法などに関する具体的な意見や希望などを記載した書面で、「主張書面」という標題を付して提出してください。また、主張書面を複数回作成する場合は、「主張書面1」と番号を付けてください。

- * 「主張書面」は、A4サイズ用の紙に、横書き、左綴じで統一し、綴じしろとして左端より3.5cm以上あけて作成してください。
- * 「主張書面」を提出される場合には、①事件番号、②提出年月日、③提出者、④裁判所名などを必ず記載してください。（別紙記載例1参照）
- * 「主張書面」の末尾に資料を添付しないでください。資料を提出する場合は、下記2を参照して提出してください。

2 証拠資料

証拠資料は、主に以下のとおりに分類されています。

- ① 身分関係などを明らかにするための証拠資料（例えば、戸籍謄・抄本、住民票、戸籍附票、外国人登録証明書などがあり、家庭裁判所では、これらを「A群」と呼んでいます。）
- ② 遺産の土地建物を特定するために必要な証拠資料（例えば、不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書があり、家庭裁判所では、これらを「B群」と呼んでいます。）
- ③ ①、②以外のもので遺産分割に関係するその他の証拠資料（例えば、預金残高証明書や公図の図面など。これらを「C群」と呼んでいます。）については、以下で提出の仕方を詳しくご説明しますので、よくお読みください。

ア 資料番号の振り方

資料には、資料ごとに、必ず資料番号を振った上で提出してください。

当部では、申立人が提出するものは「甲」（こう）、相手方が提出するものは「乙」（おつ）を割り当てています。申立人や相手方となった方が複数いる場合は、「甲イ」や「乙ハ」などとしませんが、具体的には裁判所から指示があるので、その指示に従ってください。

その上で、提出する資料ごとに、書面の提出順に資料の右上の余白部分に1から番号を付して提出してください。資料を追加して提出する場合は、最後の番号の次から番号を続けて付して、全体が連番となるようにしてください。（別紙記載例2も参照してください）資料によっては、さらに枝番号（例：甲1の1）を振ることもありますが、裁判所から指示がありますので、その指示に従ってください。

* なお、A群とB群の資料には、指示がない限り、番号を付す必要はありません。

イ 通数

遺産分割事件では、原則として、ある当事者の方が提出した証拠資料は他の当事者の方にも交付しますので、資料を裁判所に提出される場合には原本（コピーのもととなった資料のオリジナル）は手元に残し、裁判所と他の当事者分の写しをご用意ください（例えば申立人があなた1名、相手方5名の場合、裁判所分も入れて6通）。具体的な提出方法等については裁判所までお問い合わせください。

なお、調停の期日には、ご自身用の控えとして原本かその写しを持参するようにしてください。

ウ 資料説明書の作成

資料を提出する際に、どういう内容の資料であるかを簡潔にまとめた「資料説明書」を一緒に提出してください。資料説明書については、別紙の記載例とひな形をご参照ください。

3 他の当事者の方に知られたくない内容が記載された書面について

書類等の中に他の当事者に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分は、マスキング（黒塗り）をしてください（裁判所用及び他の当事者用の写し全て同様に作成してください。）

マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載した上で、その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。この申出書を参考に、裁判官が、閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

他の当事者に住所等を秘密にしている場合の留意事項については、「申立書や答弁書の「住所」の記載について」をお読みください。資料提出の留意事項については、「調停・審判手続において提出する書類について」をお読みください。

* 以上の取り扱いは、当部での遺産分割事件におけるものです。他の事件の取り扱いや、他の裁判所での取り扱いと異なることがあります。

* 不明な点などがございましたら担当書記官までお問い合わせください。

(注) 個人番号(マイナンバー)が記載された書面は提出できません。原本で提出する書面については、記載のないものを提出してください。写しで提出するものについては、黒塗り(マスキング)処理をして写しを作成してください。

(別紙記載例1)

(注 ←左側の余白を3.5センチ空けてください。)

令和元年(家イ)第1234号 遺産分割申立事件

(注 ↑事件の番号を明記してください。)

申立人 甲野太郎

相手方 乙山花子外2名

主張書面 1

令和元年8月1日

東京家庭裁判所家事第5部1係御中

相手方 乙山花子 印

(注 ↑書面を作成する人の名前を明記してください。)

(注 ↓主張する内容が多数ある場合には項目分けするとわかりやすくなります。)

1 申立人の主張に対する反論

(1) 遺産目録の3番に書いてある建物は、被相続人が生前に相手方乙山花子に贈与したものである、という申立人の主張は事実に反しています。

その建物は、令和元年7月5日に、相手方乙山花子が凸凹不動産から買い取ったもので、名義も相手方乙山花子となっているものです。(乙第2号証)

~~~~~  
(省略)

### 3 本件遺産分割の方法についての希望

遺産目録の2番の建物は、私が被相続人の生前から住んでいるので、私が取得したいと思います。その代わりに、他の相続人に500万円を支払ってもかまいません。また、遺産目録の1番の建物は、現在だれも使用していないので、売却してその代金を相続人全員で法律のきまりどおり分けたいと思います。

以上

(別紙記載例2)

C群の資料として土地賃貸借契約書を提出する場合

|                                                                                                                                                                                                                                         |              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <p>土地賃貸借契約書<br/>令和元年7月5日</p> <p>丙野三郎（以下「甲」という。）と丁島健一（以下「乙」という。）は、別紙目録記載の土地について、本目下記条項により賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する</p> <p>第1条<br/>..... (省略) .....</p> <p>第2条<br/>.....</p> <p>第3条<br/>.....</p> <p>第4条<br/>.....</p> <p>第5条<br/>.....</p> | <p>甲第1号証</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|

※番号は、提出する日ごとに分けて1から付けるのではなく、提出する資料がすべて通し番号になるように付けてください。